

殺菌剤耐性菌研究会規約

- 第1条 この会は、殺菌剤耐性菌研究会と称する。
- 第2条 この会は、日本植物病理学会会則 第8章 第28条の定めにより、同学会の支援の下に独自の研究活動を行う研究会組織である。
- 第3条 この会は、殺菌剤耐性菌研究に携わる研究者および関係者の間で情報交換や協議を行い、耐性菌の判定基準や検定手法の統一、あるいは耐性機構の解明等を図ることで、耐性菌による被害の発生回避や防除対策の確立に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 殺菌剤耐性菌に関するシンポジウムを原則として年1回開催する。
 - (2) シンポジウムにおける講演内容を冊子にまとめ、講演要旨集として有償配布する。
 - (3) その他目的達成に必要な事項。
- 第5条 この会は、シンポジウム参加者と幹事、顧問および運営委員により構成される。
- 第6条 この会が行うシンポジウムの参加者は、大学、公的機関、企業、農業団体等、農業に係わる者を中心とし、殺菌剤耐性菌に関心のある者すべてを対象とする。
- 第7条 この会は、会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。
- (1) 幹事会は、この会の運営に係わる業務を幹事相互で分担し、幹事はその責務を果たす。
 - (2) 幹事会は、一定数の幹事により構成され、その任期を2年とするが再任は妨げない。幹事の交代や幹事定数の変更については、幹事会において協議・決定されるものとする。
 - (3) 幹事会は、その代表者として幹事長をおき、幹事長はこの会の代表者としての任を負う。なお、幹事長は幹事の互選により選出されるものとする。
 - (4) 幹事会は、この会の運営や幹事会に対する助言を求めため、顧問をおく。
 - (5) 幹事会は、この会の目的達成に資する情報の提供や協力を願うため、運営委員を委嘱することができる。運営委員は、殺菌剤耐性菌研究等に携わる公的機関、農業団体関係者、企業等に所属している者の中から公募あるいは推薦を経て、幹事会における協議の上選出されるものとする。また、幹事会は、必要に応じて運営委員を召集し運営委員会を開催することができるものとする。
 - (6) 幹事会に会計幹事をおき、会計幹事は、この会の会計事務および講演要旨集バックナンバーの管理および販売実務を担当する。会計幹事は、幹事の互選により選出され、その任期を2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (7) 幹事会は監査役を任命し、監査役は、この会の会計監査を実施する。
 - (8) 幹事会は、その活動内容等をシンポジウム参加者等に報告する。
- 第8条 この会の経費は、日本植物病理学会の研究会助成金、シンポジウム参加費および講演要旨集代金、その他の収入をもってあてる。シンポジウム参加費および講演要旨集代金については、その徴収額を幹事会で決定できるものとする。
- 第9条 印刷費、会場費、講師謝礼および旅費等、この会の運営経費の取り扱いについては幹事会で協議し決定できるものとする。
- 第10条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

付 則

第1条 この規約の制定および改廃については幹事会で協議し決定する。

第2条 この規約は、平成3年4月1日より施行され、一部改正を平成5年12月（日本植物病理学会評議員会の承認により同学会の研究会となる）、平成14年5月に行った。

第3条 この規約の一部改正は平成14年9月1日より施行する。

第4条 次の通り、事務取扱を担うための事務連絡先を置くこととする。

〔事務局〕 石濱 典子

〒100-6832 東京都千代田区大手町 1-3-1

全国農業協同組合連合会 肥料農薬部 技術対策課

(TEL) 03-6271-8291 (FAX) 03-5218-2536

第5条 会計幹事の所在地に講演要旨集バックナンバー販売連絡先を置き、事務取扱の任にあたる。

〔会計幹事〕 貴田 健一

〒110-8782 東京都台東区池之端 1-4-26

クミアイ化学工業株式会社 開発推進部 開発一課

(TEL) 03-3822-5175 (FAX) 03-3822-5005